

対象工作物及び事前調査の資格

区 分	対象工作物	事前調査の資格（下記のいずれか）
特定工作物	① 反応槽	工作物石綿事前調査者
	② 加熱炉	
	③ ボイラー及び圧力容器	
	④ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）	
	⑤ 焼却設備	
	⑥ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）	
	⑦ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）	
	⑧ 変電設備	
	⑨ 配電設備	
	⑩ 送電設備（ケーブルを含む。）	
	⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）	
	⑫ トンネルの天井板	
	⑬ フラットホームの上家	
	⑭ 遮音壁	
	⑮ 軽量盛土保護パネル	
	⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板	
	⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	
特定工作物以外の工作物	建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上記①～⑰以外のもの。 （エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）等） 【注】塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業（塗料の剥離のほか、モルタル及びコンクリート補修材（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等が含まれる。）に限って有資格者による事前調査が必要。	・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

文書及び目視両方による調査を必要としない事前調査について

	事前調査の実施方法
事前調査の対象	
1 既に前項各号に掲げる方法による調査に相当する調査が行われている解体等対象建築物等	当該解体等対象建築物等に係る当該相当する調査の結果の記録を確認する方法
2 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第四条第一項の有害物質一覧表確認証書（同条第二項の有効期間が満了する日前のものに限る。）又は同法第八条の有害物質一覧表確認証書に相当する証書（同法附則第五条第二項に規定する相当証書を含む。）の交付を受けている船舶	当該船舶に係る同法第二条第六項の有害物質一覧表を確認する方法
3 建築物若しくは工作物の新築工事若しくは船舶（日本国内で製造されたものに限る。）の製造工事の着工日又は船舶が輸入された日（第五項第四号において「着工日等」という。）が平成十八年九月一日以降である解体等対象建築物等（次号から第八号までに該当するものを除く。）	当該着工日等を設計図書等の文書で確認する方法
4 平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下この項において同じ。）であって、平成十九年十月一日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの	当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
5 平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成二十一年四月一日以降にその接合部分にガスケット又はグラウンドパッキンが設置されたもの	当該新築工事の着工日及び当該ガスケット又はグラウンドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
6 平成十八年九月一日以降に製造工事が開始された潜水艦であって、平成二十一年四月一日以降にガスケット又はグラウンドパッキンが設置されたもの	当該製造工事の着工日及び当該ガスケット又はグラウンドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
7 平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された化学工業の用に供する施設（次号において「化学工業施設」という。）の設備であって、平成二十三年三月一日以降にその接合部分にグラウンドパッキンが設置されたもの	当該新築工事の着工日及び当該グラウンドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
8 平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された化学工業施設の設備であって、平成二十四年三月一日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの	当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法